

違反者講習に関する規程

(平成10年9月22日公安委員会規程第3号)

違反者講習に関する規程を次のように定める。

違反者講習に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第1項第13号に規定する軽微違反行為をした者に対する講習(以下「違反者講習」という。)の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(違反者講習の委託)

第2条 徳島県公安委員会は、法第108条の2第3項の規定に基づき、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)第38条の3に規定する一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、違反者講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認めるもの(以下「一般社団法人等」という。)に講習を委託する。

2 前項の委託は、徳島県公安委員会及び徳島県が一般社団法人等と契約を締結することにより行う。

(契約の内容)

第3条 前条第2項の契約は、違反者講習に係る業務を適正に行わせるため、違反者講習実施要領を定めること及び徳島県公安委員会又は徳島県公安委員会の委任を受けた徳島県警察本部長(以下「本部長」という。)が一般社団法人等を指導し得ることを内容とするものでなければならない。

(社会参加活動の実施主体)

第4条 違反者講習における規則第38条第13項第2号及び運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)第6条に規定する運転者の資質の向上に資する活動(以下「社会参加活動」という。)は、違反者講習の対象者に次のいずれかの団体が実施する社会参加活動を体験させることによって行うものとする。

- (1) 一般社団法人徳島県交通安全協会
- (2) 地区交通安全協会
- (3) 市町村等の自治体
- (4) 地域交通安全活動推進委員協議会
- (5) その他地域における交通の安全と円滑に資する活動を行っている徳島県公安委員会が認める団体

(違反者講習の通知等)

第5条 違反者講習の対象者に対する通知は、規則第38条の4の2の規定による違反

者講習通知書の裏面に講習時間、手数料その他講習の受講に必要な事項の注意事項を記載して配達証明郵便で行うものとする。

- 2 違反者講習該当事案が発生したときの対象者の住所地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にある者については、違反者講習関係書類送付書(別記様式第1号)に当該事案の証明に必要な関係記録を添付して、その者の住所地を管轄する公安委員会に移送するものとする。
- 3 違反者講習の通知をしようとする場合に、対象者がその住所地を他の都道府県に変更していたときは、速やかに現にその住所地を管轄する公安委員会(以下「新公安委員会」という。)に別記様式第2号又は別記様式第3号の違反者講習移送通知書を送付するものとする。
- 4 違反者講習の通知をした後に、講習対象者が他の都道府県に住所地を変更した場合において、その者が新公安委員会の行う違反者講習の受講を希望するときは、新公安委員会に別記様式第4号又は別記様式第5号の違反者講習通知移送通知書を送付するものとする。
- 5 違反者講習移送通知書又は違反者講習通知移送通知書の送付を受けた場合において、講習対象者が受講期間内に講習を受けなかったときは、その者が違反者講習の基準に該当することとなったときにおける住所地を管轄する公安委員会に別記様式第6号又は別記様式第7号の違反者講習期間経過通知書を送付するものとする。

(未受講者に対する通知)

第6条 法第102条の2に規定する受講期間内に講習を受けなかった者に対しては、行政処分通知書(別記様式第8号)により通知するものとする。

(受講期間の特例)

第7条 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)第37条の8第3項第6号に規定するやむを得ないと認める事情は、違反者講習移送の手續が遅れたため、現住所地において違反者講習を受けることができる期間が短くなった場合等本人の責めに帰することができないと認められる事情とする。

(通知手数料の徴収)

第8条 徳島県警察関係手数料条例(平成12年徳島県条例第64号)別表第1の79の項の規定による通知手数料は、徳島県収入証紙を講習通知手数料納付書(別記様式第9号)に貼付させて徴収するものとする。

(委任)

第9条 この規程の実施について必要な事項は、本部長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成11年1月27日公安委員会規程第1号)

(施行期日)

1 この規程は、平成11年2月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の〔中略〕違反者講習に関する規程〔中略〕に規定する様式による書面については、改正後の〔中略〕違反者講習に関する規程〔中略〕に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則(平成13年3月30日公安委員会規程第1号)

(施行期日)

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の〔中略〕違反者講習に関する規程に規定する様式による書面については、改正後の〔中略〕違反者講習に関する規程に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

附 則(平成14年5月31日公安委員会規程第3号)抄

1 この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則(平成20年11月28日公安委員会規程第5号)

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成21年5月28日公安委員会規程第6号)

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成24年4月4日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成24年4月4日から施行する。

附 則(平成25年10月17日公委規程第1号)

この規程は、平成26年1月5日から施行する。

附 則(令和2年12月24日公委規程第4号)

(施行期日)

1 この規程は、令和2年12月24日から施行する。〔以下略〕

(経過措置)

2 この規程の施行の際に現に改正前の徳島県地域交通安全活動推進委員の委嘱及び徳島県地域交通安全活動推進委員協議会の運営に関する規程、徳島県指定自動車教習所等の指定等に関する規程、違反者講習に関する規程及び徳島県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程(この項及び次項において「地域交通安全活動推進委員委嘱規程等」という。)の規定に基づいて提出されている書面は、改正後の地域交通安全活動推進委員委嘱規程等の規定に基づいて提出された書面とみなす。

3 この規程による改正前の地域交通安全活動推進委員委嘱規程等に規定する様式による書面については、この規程による改正後の地域交通安全活動推進委員委嘱規程

等に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

別記様式省略